

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和4年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年11月19日

奈良県監査委員	内 野 正 博
同	芝 池 多津子
同	浦 西 敦 史
同	永 田 恒

監査の特定事件（テーマ）

使用料及び利用料金に係る財務事務の執行について

令和4年度包括外部監査に係る結果に基づき講じた措置について

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
42頁	ファシリティマネジメント室	<p>(2)自動販売機の公募(ファシリティマネジメント室) 1)全ての自動販売機の公募等への移行【意見2】</p> <p>平成22年度の行政監査を機に、自動販売機の状況についてとりまとめを行い、公募が可能なものについては、ファシリティマネジメント室などで一括公募を実施し、公募化を促進してきたことは評価できる。しかし、自動販売機の使用・占用許可もしくは貸付167件356台のうち、56件170台が未だ非公募となっている。</p> <p>自動販売機は設置場所によっては多額の利益をもたらす。非公募による場合の使用料は通常非常に低額であるため、これを知りながら低額の使用料で使用許可することは、相手先に利益を供与することとなる場合があり、手続きの透明性・公平性の観点から疑念が生じる恐れもある。</p> <p>場所によっては自動販売機の設置が必要ではあるものの、自動販売機メーカーの採算性の観点から公募が見込めないところもあることが想定されるが、そのような場合は自動販売機メーカー等から相見積もりを取ることで、一定の公平性、透明性が確保されると考えられる。</p> <p>合理的な理由のあるものを除き、原則として、全ての自動販売機について、公募や相見積もり等、公平性、透明性のある方法に移行されたい。</p> <p>なお、食堂、売店等の赤字補填として自動販売機の一体経営を認める場合で食堂、売店等を非公募とせざるを得ない場合においては毎年収支報告を求め、当該事業者への自動販売機設置許可等の妥当性を設置許可者において検証すべきである。</p>	<p>令和5年6月23日付けファ第38号「自動販売機設置の公募について(依頼)」により該当所属(※)に対し、公募への移行を依頼するとともに、公募導入時期等に係る照会を実施。(※)公募しない合理的な理由がないと分類された自動販売機を設置している所属(全23所属)</p> <p>当該照会の結果、該当所属全てから公募に移行するとの回答を得た。自動販売機設置状況の全庁調査は毎年度10月以降に実施している(当該業務については、令和6年度より当室から管財課へ事務移管している)。</p>
49頁	ファシリティマネジメント室	<p>(3)県有資産貸付等に係る減免実績の公表(ファシリティマネジメント室) 1)減免実績公表内容の見直し【意見3】</p> <p>県が貸付等(普通財産の貸付、行政財産の使用許可)を行っている土地・建物等の減免実績(減免前使用料等、減免額、実際の徴収額等)について公表している。これは平成30年度の行政監査における意見を機に、透明性の確保を図ることを目的に導入されたものである。これまで算定していなかった減免額を算定し、公表した点において成果が認められる。しかし、具体的な減免対象者名と用途の記載がなく、その減免額が、誰にどのような用途で適用されているかが明らかでなく、透明性の確保という点では不十分であり、けん制効果も期待できない状況である。減免対象者名と用途まで明らかにするよう改められたい。</p>	<p>令和4年11月30日付けファ第92号「令和3年度に行われた行政財産の使用許可及び貸付ならびに普通財産の貸付に係る実績について(照会)」により、全庁に対し、県有資産貸付等の減免実績に係る照会を実施。</p> <p>当該照会において得た回答を基に、令和3年度実績からは減免対象者名と用途も含めて公表した。</p>
51頁	デジタル戦略課	<p>(4)使用料のキャッシュレス化(デジタル戦略課) 1)使用料のキャッシュレス化の早期実現【意見4】</p> <p>インターネットの普及や電子技術の発展に伴い、民間施設ではウェブサイトからの予約から一括通貫したクレジットカード、電子マネーなどによる事前決済、施設利用時のキャッシュレス決済が主流となりつつある。利用者の利便性を高めるためにも、業務の効率化や現金を取扱うことによる紛失や盗難、横領などの不正防止のためにも、使用料のキャッシュレス化の早期実現に取組まれたい。</p>	<p>現行の「e古都(い〜こと)なら」の施設予約システムは、システムベンダーより令和7年度末をもってサービス終了する旨通知されている。同システムの後継として、情報連携基盤「奈良スーパーアプリ」の施設予約システムを構築しており、令和6年度より順次移行を予定している。</p> <p>同システムでは、使用料のキャッシュレス決済が可能となる予定であり、利用者が施設予約から決済までをオンライン上で完結できることとなる。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
52頁	デジタル戦略課	<p>2) 施設予約システム等の導入推進【意見5】</p> <p>市町村と共同で運営する「e古都(い〜こと)なら」において、施設の空き状況の確認や、予約を行うことができるが、導入施設が9施設にとどまっており、そのうちの2施設は案内や休館日のお知らせのため、実質的には7施設しか利用されない状況となっている。各施設で独自に導入しているシステムも合わせればシステム導入施設は増えるが、システム化の余地は大きい。</p> <p>今後、「e古都(い〜こと)なら」等の予約等システムに電子収納機能が装備されれば、ウェブサイトからの予約から一気通貫したクレジットカード、電子マネーなどによる事前決済を行う仕組みが整う可能性がある。また、予約や空き状況の検索が可能な施設が増えることは、県民の利便性向上に大きく寄与するため、公の施設における「e古都(い〜こと)なら」等の予約システムの更なる推進に取組まれない。</p>	<p>現行の「e古都(い〜こと)なら」の施設予約システムは、システムベンダーより令和7年度末をもってサービス終了する旨通知されている。同システムの後継として、情報連携基盤「奈良スーパーアプリ」の施設予約システムを構築しており、令和6年度より順次移行を予定している。</p> <p>同システムにおいては、汎用機能を使って職員自らが新たな施設を追加可能であり、あわせて施設予約から決済までをシステムで自動化することにより、県民の利便性向上、職員の負担軽減が期待できる。「奈良スーパーアプリ」の活用により、県の施設予約システム化の推進に取り組んでいる。</p>
54頁	障害福祉課	<p>(5) 障害者に対する県有施設の使用料減免 1) 県有施設減免利用登録団体の更新制度の必要性【意見6】</p> <p>県有施設減免利用登録団体は更新制ではなく、一度登録すれば申し出がない限り、登録団体であり続けることができる。平成27年の制度開始から、長い団体では8年間当初の登録が継続しているが、その間に要件を満たさなくなることもあり得る。不正に利用されることのないよう、期間を区切り更新制とすべきである。</p>	<p>更新制に改めるため、令和6年4月1日付けで要領改正(3年毎の更新制)を実施済み。</p>
55頁	障害福祉課	<p>2) ウェブサイトの対象施設記載誤り【結果1】</p> <p>県のウェブサイトでは、障害者に対する県有施設の使用料減免を実施している施設が20施設あること、対象施設が掲載されている。まほろば健康パークもその1つであるが、複数ある健康施設のうち、野球場、テニスコート、ファミリープールでは減免が実施されていない。記載を実態に合わせ修正するとともに、他の施設においても同様の状況となっていないか調査が必要である。</p> <p>また、「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い」の減免対象一覧にあるが、ウェブサイトに記載されていないもの、一覧に記載されていないが、ウェブサイトに記載されているものがある。ウェブサイトの記載が実態に合った形となるよう更新を行う必要がある。</p>	<p>ウェブサイトの情報については、実態に適合するよう照会のうえ、令和5年4月に更新したところである。さらに、令和6年3月11日付けで知事部局、教育委員会事務局へ依頼をし、対象施設の把握を行いウェブサイトの更新を行った。今後も、年度末を目処に同様の内容で実施予定である。</p>
57頁	障害福祉課	<p>3) 障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い通知の更新【結果2】</p> <p>平成27年4月に「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い」通知が発出されてから対象施設が増加しているが、通知上の対象施設を更新していないため通知と実態に不整合が生じている。各施設が障害者にかかる減免を行う根拠ともなることから、「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い」通知における対象施設は随時更新すべきである。</p>	<p>平成27年4月通知は、障害者団体等に対する減免についての県の基本的な考え方を周知するためのもの。この考え方に基つき各施設所管部署が減免を行う対象施設、内容等を検討し、減免を行う根拠として、それぞれの関係する条例や要綱等を整備している。</p> <p>令和6年3月11日付けで知事部局、教育委員会事務局へ依頼をし、対象施設の把握を行いウェブサイトの更新を行った。今後も、年度末を目処に同様の内容で実施予定である。</p>
58頁	障害福祉課	<p>4) 障害者減免にかかるマネジメント強化【結果3】</p> <p>障害福祉課では各施設から減免件数や減免額の報告を求めている。障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱いについて(通知)に記載されている対象施設の減免実施状況も把握していない。各施設に定期的に減免件数や減免額の報告を求め、各施設の減免適用の適切性の確認と施策の効果検証を実施するといった障害者減免にかかるマネジメントを強化すべきである。</p>	<p>令和5年度における障害者団体等への県有施設減免制度の実施状況について、令和6年3月11日付けで照会し、状況把握および効果検証を行った。今後も、年度末を目処に同様の内容で実施予定である。</p>

監査結果 報告書の頁	結果又は意見の 対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
59頁	文化振興課	<p>(1)文化会館使用料 ①減免時の手続【意見7】</p> <p>駐車場使用料の減免時においても施設使用料の減免時と同様に、障害者手帳等の書類を確認した旨を明記し、事後的に取扱要綱に沿った手続が実施されていることを確認できるようにされたい。</p>	<p>監査の結果について、職員に周知を行い、障害者手帳等を確認した旨について明記するよう徹底し、事後確認を行うこととした。 (リニューアル工事のため、令和5年度より駐車場は休止)</p>
62頁	文化振興課 榎原文化会館	<p>(2)榎原文化会館使用料(文化振興課) ①例外的な対応に関する事後承認手続の必要性【結果4】</p> <p>使用料の支払い及び使用承認書の交付前に施設を使用させているケースが見られた。やむを得ず使用料の支払い及び使用承認書の交付前に施設を使用させたのであれば、理由、経緯を明確化し、事後承認手続を実施するとともに、適切な対応が実施されたことを事後的に検証できるよう書面等を作成し、保存する必要がある。 今後は条例を遵守した適切な取扱いについて周知徹底するとともに、例外的な事象発生時の対応方法についてガイドラインを明確化し、再発を防止する必要がある。</p>	<p>施設使用料については、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、当日納付を可とする例外的な取扱いを行っていたが、令和5年5月8日から5類感染症に位置づけられたことにより、この取扱いを終了し、奈良県榎原文化会館管理要項に定める納付期限までに前納させる取扱いとしている。 さらに、令和5年4月1日付けで、奈良県榎原文化会館管理要項を一部改正。緊急時において要項と異なる対応を行った場合は、その対応が適切であるとの理由、経緯を明確にして報告書を作成し、事後検証を行って館長の承認を得ることとした。</p>
65頁	スポーツ振興課	<p>(3)奈良県立榎原公苑使用料 ①使用料算定時の稼働日数の見直し【結果5】</p> <p>財政課が行う使用料見直しのための積算調書の稼働日数が実態と相違し、使用料見直しのための実績コストが過少に計算されている。使用料見直しを適正に実施するため、積算調書には実態にあった稼働日数を記載し、あるべき実績コストを算定する必要がある。</p>	<p>R6年度向け使用料算定見直しのための積算調書から、従来の年末年始の休日だけではなく整備や施設点検のために必要となる整備点検日等も使用不能日に含めて稼働日数を計上している。</p>
67頁	スポーツ振興課	<p>②使用料算定時の経費額の適正化【結果6】</p> <p>財政課が行う使用料見直しのための積算調書の経費額が実態と相違し、使用料見直しのための実績コストが実態と相違している。使用料見直しを適正に実施するため、積算調書には実態にあった経費等金額を記載し、あるべき実績コストを算定する必要がある。</p>	<p>R6年度向け使用料算定見直しのための積算調書から、近年の電気代高騰等の物価変動を踏まえて、直近の実績額を用いて経費額を算定している。</p>
70頁	スポーツ振興課	<p>(3)奈良県立榎原公苑使用料 ③アンケート調査の必要性【意見8】</p> <p>施設の利用者に対するアンケート調査等のニーズ調査がなされていない。定期的かつ継続的に利用者ニーズを的確に把握・分析してサービス水準向上を図るとともに、効果的な施設の管理運営を図られたい。</p>	<p>R6年9月28日にアンケート回収箱を公苑内の各施設に設置(設置期間～12月末)。回収後に結果をエクセルソフトへ入力・集計し、当公苑の管理運営上の課題検討に役立てる。</p>
70頁	スポーツ振興課	<p>④利用申込書様式の必要事項見直し【意見9】</p> <p>アマチュアスポーツのために使用する場合、アマチュアスポーツ以外のために使用する場合、営利を目的とする場合、営利を目的としない場合では使用料の金額が異なる施設があるが、利用申込書上、この区分がない。 利用申込書の様式に区分を設けるか自由記載欄に記載させるなど、使用料金額の根拠の証跡を残すことが望ましい。</p>	<p>R5年度から申込書様式に新たな区分を追加した。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
70頁	スポーツ振興課	<p>(4) 榎原公苑明日香庭球場自動販売機使用料 ①自動販売機使用料算定誤り【結果7】</p> <p>自治区への自動販売機にかかる行政財産使用許可について、自動販売機の設置が屋内であることから建物としての使用料を徴収すべきところ、土地としての使用料を徴収していた。正しい使用料の算定が必要である。 また、地方自治法の規定に照らし過去に遡り徴収する必要があることに留意するとともに、過去においても同様の誤りがあったことから、十分な再発防止策を講じられたい。</p>	<p>自動販売機設置者と協議し、R5年度分行政財産使用料から正しい使用料算定を行い、屋内使用料を徴収している。 その他の行政財産使用許可の算定誤りが無いが、再確認を行った。 今後は、算定方法を二重で確認する等し、再発防止に取り組んでいく。</p>
72頁	スポーツ振興課	<p>(4) 榎原公苑明日香庭球場自動販売機使用料 ②使用許可の相手先の妥当性【意見10】</p> <p>自治区への自動販売機にかかる行政財産使用許可について、当該自動販売機の設置場所は明日香庭球場の管理棟内であり、指定管理者が管理運営を行っている場所であることから、使用許可の相手先を見直すよう検討されたい。</p>	<p>R8年度からとなる次期指定管理者公募時に、指定管理者が自動販売機の設置判断を行うことができるよう、現自動販売機設置者と協議を行っていく。</p>
100頁	地域福祉課	<p>③減免に係る検討内容の文書化【意見15】</p> <p>使用料または貸付料を継続的に減免の上更新を行っている場合、減免条件等に適合しているかどうかを更新の都度検討し、「公有財産の貸付等に係る事務の適正化について(通知)」(管第40号令和元年6月7日)において求められている事後的な検証が行えるよう、減免理由書に検討内容を明確に記載されたい。</p>	<p>令和5年度分の行政財産使用許可申請時より、使用料の減免を希望する団体については、当課で作成した様式「使用料減免申請書」の提出を求めており、団体が取り組む事業について明記(団体パンフレットや事業計画等の提出でも可)するよう指示している。その申請書類の記載内容について、独自に作成した「減免申請チェックリスト」を活用し、減免条件等に適合しているかどうかを判断している。</p>
103頁	景観・自然環境課	<p>(1) 景観形成事業による行政財産使用料(景観・自然環境課) ①行政財産目的外使用許可と協定書締結の混在【結果16】</p> <p>景観形成事業において、団体に使用させている土地について、行政財産の目的外使用許可によっているものと景観形成事業協定書を締結しているものが混在しているため、統一的な取扱いとなるよう検討する必要がある。</p>	<p>景観形成事業は、「買入地景観形成事業実施要綱」に基づき、古都買入地について、県とボランティア団体等が協働で耕作等による歴史的風土の環境保全を目的として実施している。 協定は、一定のまとまったエリアに対して、景観形成活動として望ましい活動内容について協議したうえで締結し景観形成活動を実施してきた。そのうち、水田耕作等営農に伴う行為については、使用許可とすることとされてきたが、近年運用が混在していることから、事業開始当時の趣旨に立ち戻って運用する。 なお、協定書については県の締結権者を部長ではなく、許可書と同じ知事に統一した。</p>
104頁	景観・自然環境課	<p>②行政財産使用許可書における許可条件【意見16】</p> <p>行政財産使用許可書における許可条件について、本事業において必要となる可能性のある使用許可条件を網羅的に記載した様式を使用することにより、必要な許可条件の記載漏れの防止につながると考えられる。</p>	<p>使用許可条件については、令和5年度の許可書から古都買入地を使用するに必要と考えられる事項を、網羅的に記載する様式に改めた。</p>

監査結果 報告書の頁	結果又は意見の 対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
105頁	産業振興総合センター	<p>(1)産業振興総合センター使用料(産業振興総合センター) ①減免に係る検討内容の文書化【意見17】</p> <p>使用料を60%減免していることについて、減免率の妥当性と十分な検討が実施されていることを事後的に検証することができなかった。今後継続的に減免の上更新を行う場合、減免条件等に適合しているかどうかを更新の都度検討し、事後的な検証が行えるよう、検討内容を文書化されたい。</p>	<p>・一般社団法人 奈良経済産業協会 奈良経済産業協会は、奈良県の経済・産業の振興を図る上で、産業振興総合センター事業と密接な関係を有する団体であるため、行政財産目的外使用許可使用料減免基準に沿って減免措置を行う。</p> <p>・一般社団法人 奈良県発明協会 奈良県発明協会は、奈良県の経済・産業の振興を図る上で、産業振興総合センター事業と密接な関係を有する団体であるため、行政財産目的外使用許可使用料減免基準に沿って減免措置を行う。</p> <p>・奈良県溶接協会 奈良県溶接協会は、奈良県の経済・産業の振興を図る上で、産業振興総合センター事業と密接な関係を有する団体であるため、行政財産目的外使用許可使用料減免基準に沿って減免措置を行う。</p> <p>・公益財団法人 奈良県地域産業振興センター 奈良県地域産業振興センターは、奈良県の経済・産業の振興を図る上で、産業振興総合センター事業と密接な関係を有する団体であるため、行政財産目的外使用許可使用料減免基準に沿って減免措置を行う。</p> <p>以上、4団体の行政財産使用料を60%減免とする旨を文書化し、決裁等に添付することとする。</p>
108頁	雇用政策課	<p>(2)労働会館使用料 ①減免にかかる検討内容の文書化【意見18】</p> <p>使用料を80%減免していることについて、減免率の妥当性と十分な検討が実施されていることを事後的に検証することができなかった。今後継続的に減免の上更新を行う場合、減免条件等に適合しているかどうかを更新の都度検討し、事後的な検証が行えるよう、検討内容を文書化されたい。</p>	<p>毎年度ごとに行政財産の使用許可を行う際には、適用する減免率の根拠等を明文化した文書を起案文書に添付し、決裁を経たうえで許可を行っている。</p>
109頁	ならの観光力向上課	<p>(1)外国人観光客交流館使用料(ならの観光力向上課) ①使用料徴収事務委託先における現金等管理状況の確認の必要性【意見19】</p> <p>奈良県外国人観光客交流館におけるフロントでの宿泊料金の現金徴収事務について、所管課では使用料の徴収事務委託先において作成される日々の出納管理資料の提出を仕様書等で指示しておらず、委託先での現金、預金通帳等の現物保管や、現金出納に係る管理手続きの状況の定期的な確認は行われていなかった。委託先での現金等管理状況を確認する仕組みの整備、運用が望まれる。</p>	<p>監査での意見を受け、宿泊料金の現金徴収事務について、令和5年3月から、県職員が定期的(週1回)に委託先が作成している日々の出納管理資料と現物保管されている現金との突合作業を行っている。またこれに加え、徴収した現金の預金通帳への入金確認も行い、委託先での現金等の管理状況確認の仕組みを整備した。</p>
111頁	MICE推進室	<p>(2)奈良県コンベンションセンター土地建物貸付料 ①土地賃貸借契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見20】</p> <p>土地建物賃貸借契約書に収入印紙の貼付が行われていなかったため、相手先へ収入印紙の貼付を促すことが望まれる。</p>	<p>指摘を受けた土地賃貸借契約書については、令和4年度中に印紙を貼付した書類を再入手済である。 また、室内で周知徹底を図り、課税文書に該当する文書について、令和5年度以降は適切な対応を行っていく。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
114頁	奈良春日野国際フォーラム	<p>(3)奈良春日野国際フォーラム使用料 ①前納がない場合の対応【結果17】</p> <p>使用料の後納が認められない事業体に後納を認めて施設を使用させているケースが見られた。条例及び規則に従い、使用料の前納を徹底すべきである。</p>	<p>当館管理規則第9条第2項を改正し、現在の館使用実態に合わせ「館長が後納することについてやむを得ないと認めるとき」に後納できることとした。 当館事務取扱要領を改正し、後納申請書様式に後納理由記載欄を追加した。 前納徹底を利用者あて再度呼びかけるとともに、後納申請書提出の際は後納理由を確認し、条例及び管理規則に沿った判断を実施することとした。</p>
117頁	豊かな食と農の振興課	<p>(1)なら食と農の魅力創造国際大学校オーベルジュ棟指定管理 ①レストラン運営収入が指定管理者に帰属する根拠の整理【意見21】</p> <p>実践オーベルジュ棟におけるレストラン運営収入が指定管理者に帰属する根拠を明確にされたい。</p>	<p>レストラン運営は施設の設置目的達成のために絶対的に必要な機能である。このため、レストラン運営は必須ではあるが、施設の設置目的を踏まえ、指定管理者の持つノウハウを活かして、指定管理者自身が料理のメニューを企画・立案し、提供する自主事業として位置づける。</p>
118頁	豊かな食と農の振興課	<p>②レストラン運営収入と自主事業の区分の明確化【意見22】</p> <p>自主事業として位置付けられている「季節のフェアメニュー」について、実績報告書における収支の金額が毎月同額かつ年間業務計画書の金額と一致しているが、今後、レストラン運営収入の取扱いの整理と合わせて、県への報告方法等を検討されたい。</p>	<p>上記の整理と合わせ、レストラン運営収入は他の自主事業とは区分化して報告している。季節のフェアメニューについても、レストラン運営収入とあわせて報告することとしている。</p>
118頁	豊かな食と農の振興課	<p>③事業実績報告書への正確な記載の必要性【結果18】</p> <p>事業実績報告書への自主事業の実施状況や利用件数等の記載に誤っているものが見受けられたため、指定管理者において正確に作成するとともに、所管課においても十分に確認を行う必要がある。</p>	<p>収受後確認を厳格に行い、適正な報告に努めている。</p>
119頁	豊かな食と農の振興課	<p>④実践バンケットの稼働率向上【意見23】</p> <p>実践バンケット稼働率は、コロナ禍もあり令和3年度においては、16.9%と低迷しているが、稼働率の改善に向け、所管課、NAFIC、オーベルジュ棟の指定管理者、セミナーハウスの指定管理者が緊密に連携し、施設全体としての稼働率を向上させる具体的な取組を検討されたい。</p>	<p>実践バンケットの利用促進にあたっては、食や農に関する会議や研修、セミナー等開催誘致、活用法の提案、利用促進に取り組む。</p>
121頁	なら食と農の魅力創造国際大学校	<p>(2)なら食と農の魅力創造国際大学校授業料及び受講料 ①条例におけるフードクリエイティブ学科における半日研修の受講料の根拠規定【意見24】</p> <p>フードクリエイティブ学科において、半日研修が実施されているが、条例において半日研修の受講料の規定が置かれていないため、適宜の機会をとらえて、規定を追加することを検討されたい。</p>	<p>フードクリエイティブ学科の半日研修の受講料については、条例改正を行い、令和6年度より適用している。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
121頁	なら食と農の魅力創造国際大学校	<p>②授業料減免に係る独立生計者の要件の正確な記載【結果19】</p> <p>授業料減免に係る独立生計者の所得要件について、給与所得を前提に規定されているが、その他の所得の発生の可能性を考慮し、正確な記載に改めることが望ましい。</p>	<p>独立生計者のあり方について、今後必要な改正を行うよう豊かな食と農の振興課と検討中である。</p>
121頁	なら食と農の魅力創造国際大学校	<p>③授業料に係る使用料積算調書の検証【意見25】</p> <p>財政課に提出しているNAFICの授業料、入学料及び受講料に係る使用料積算調書において、年間経費等が空欄となっているが、必要な情報を入力し、現行の授業料等の水準の妥当性を検討されたい。</p>	<p>NAFIC開校時に、年間経費の積算から算出した1人当たりの単価が非常に高額であったことから、アグリマネジメント学科については県立高等学校と、フードクリエイティブ学科については県立大学と同額とした経緯があるが、今後も豊かな食と農の振興課と定期的に年間経費等を積算し、授業料の検証を行う予定である。</p>
123頁	畜産技術センター	<p>(3)みつえ高原牧場畜舎及び草地使用料 ①使用許可頭数に係る実績の確認【意見26】</p> <p>畜連への使用許可に係る使用料は、翌月の計画上の牛の頭数及び日数に基づき算定されているが、実態と乖離していないかを確認するため、事後的に、畜連所有牛及び預託牛の実際の頭数や畜連の管理資料との整合性について、確認を行うことが望ましい。</p>	<p>毎月末日の畜連所有牛及び預託牛の実際の飼養頭数を確認、計画上の牛の頭数及び日数と大きな乖離がないことを確認している。</p>
123頁	畜産技術センター	<p>②使用料単価の積算資料の整備【結果20】</p> <p>使用料単価の積算については、平成23年度の見直し時の積算を踏襲しているようであるが、当時の使用料原価の積算資料が残されておらず、根拠が確認できない状況となっているため、改めて使用料原価を積算し、使用料の水準が依然として適正なものとなっているか、確認する必要がある。</p>	<p>令和4年10月に改めて使用料原価の積算を行い、現状においても使用料単価が妥当な水準であることを確認した。また、積算根拠資料を適切に保管していく。</p>
127頁	奈良土木事務所	<p>(1)河川占用料 ①占用料納入通知書の郵送漏れによる納付の遅れ【結果21】</p> <p>占用者に対して作成した納付書のうち1件が郵送から漏れ、当初の調定額を減額処理して改めて調定して納期限を設定したため、当初の納期限より遅れて納付となっている。納入通知書が郵送から漏れることのないようにチェックする体制を再確認する必要がある。</p>	<p>指摘事案の解決の取り組みとして発送担当者に加え監督者を設けた。 担当者において、発行した納入通知書とその予定者リストを照合し、さらにその発送予定件数と当該発送に係る郵送費用との関係から件数を照合、その後その旨監督者へ報告し確認を得るという処理を実施することとした。 本年度4月実施した令和5年度の納入通知書の発送作業においては、漏れなくすべての発送を完了している。</p>
128頁	郡山土木事務所	<p>(2)河川占用料 ①河川占用料の滞納及び不法占用【意見27】</p> <p>河川占用者が占用料の支払を拒否し、滞納となっているケースがある。5年経過すると不納欠損処理されており、占用料を支払っている他の大多数の占用者との公平を害している。また、河川区域を不法に占用しているケースについても、同じく公平性を害する状態となっている。 撤去できていない不法行為箇所については、写真記録を残しているが滞納者に準じて整理票によって管理し、不法行為箇所の情報、不法占用理由、処理状況を都度記録し引き継いでいくことが望まれる。</p>	<p>「税外債権の管理マニュアル」に基づき、占用料未納者について整理票を作成し、支払の督促を行っている。引き続き、文書送付・訪問により納付を促していく。 不法行為箇所について整理票を作成し、都度追加及び対応状況の更新を記録し、引き続き整備していく。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
133頁	公園緑地課	<p>(1)まほろば健康パーク利用料 ①障害者に対する利用料金減免の一部未実施【結果22】</p> <p>まほろば健康パークの野球場、テニスコート、ファミリープールの利用料金は、障害福祉課の「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱いについて(通知)」では減免対象とされているが、同通知があった当時、野球場等を障害者が安心して利用するための監視員の配置等が困難であり実施不可とされた取扱いを現在まで踏襲し、減免対象とされていなかった。</p> <p>障害者の積極的な社会参加を推進するという趣旨に鑑み、減免対象としていない現状についてその方針を整理すべきである。</p>	<p>障害者の利用に当たっての安全性を踏まえ、施設の改修等の必要性を含めて検討していく。</p>
134頁	公園緑地課	<p>②多様な支払方法の導入の必要性【意見28】</p> <p>利用者のアンケート結果によると、利用料金の支払方法について、クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス決済への要望が見られる。</p> <p>まほろば健康パークはPFI事業による施設であり、関連機器の初期導入費用および利用手数料の負担等の諸課題を踏まえつつ、利用者の利便性向上の観点から、導入可能性について検討が望まれる。</p>	<p>クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス決済への対応可能な券売機の導入等を含めて、施設管理者と協議の上、対応を検討する。</p>
136頁	公園緑地課	<p>(2)まほろば健康パーク使用料 ①使用料に係る収納事務の遅延【結果23】</p> <p>令和3年度に増設された屋外プールの膜屋根及び観客席等施設は、指定管理の対象外であり、同施設の控室の使用料は、県の歳入である。使用料徴収事務は業務委託されているが、当該事務受託先が県への毎月の使用料の収納、報告を失念し、所管課もその確認を怠ったことから、令和3年度分の使用料は、令和4年度において一括し歳入に計上されていた。適切に事務を行う必要がある。</p>	<p>相手方と協議し、今後は毎月収納及び報告を行う旨了解を得た。</p>
137頁	公園緑地課	<p>②障害者に対する使用料減免の検討の未実施【結果24】</p> <p>令和3年度に増設された屋外プール膜屋根及び観客席等施設の控室について、障害福祉課の「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱いについて(通知)」によると、他の県有施設の同種の使用料は50%減免の対象とされているが、当該控室の使用料については、減免対象とされていなかった。障害者に対する減免の実施について検討し対応すべきである。</p>	<p>令和3年度に増設された屋外プール膜屋根及び観客席等施設の控室についても障害者減免の対象とする方向で、施設管理者と協議の上、対応を検討する。</p>
139頁	公園緑地課	<p>(3)まほろば健康パーク内公園施設の設置・管理許可に係る使用料 ①使用料免除の根拠である収支状況の未確認【結果25】</p> <p>指定管理者の自主提案事業であるミニ電車について、営利を目的としたものではないことを理由に使用料を全額免除しているが、所管課では毎年度の収支実績を把握していなかった。</p> <p>使用料免除の根拠である収支の状況について毎年度確認するとともに、収支が改善している場合の使用料の徴収について、その方針を整理する必要がある。</p>	<p>相手方と協議し、ミニ電車の収支状況を提出することについて了解を得た。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
141頁	公園緑地課	<p>(4)馬見丘陵公園内公園施設の設置・管理許可に係る使用料 ①花見茶屋B棟飲食店の運営状況の未確認【結果26】</p> <p>花見茶屋B棟の飲食店について、管理許可の条件である月次の「月間利用者数実績報告」と年次の「年間収支実績報告」の提出が滞っており、所管課は利用状況及び収支実績を把握していなかった。</p> <p>施設運営者が公募時の提案内容や計画のとおり適切に運営業務を行っているか把握するため、飲食店の運営状況について適時に確認する必要がある。</p>	<p>「月間利用者数実績報告」と「年間収支実績報告」の提出について相手方と協議の上対応を検討し、飲食店の運営状況の把握に努める。</p>
142頁	中和公園事務所	<p>(5)まほろば健康パーク内公園施設の設置・管理許可に係る使用料 ①使用料の算定誤り【結果27】</p> <p>指定管理者の自主提案事業であるスイムピア奈良での売店、飲食店について、都市公園条例施行規則別表第二に基づく使用料を徴収しているが、令和元年度に同別表の使用料が改正されたにもかかわらず改正前の使用料での徴収を継続していた。</p> <p>使用料の算定誤りが生じないよう、調定手続での確認を徹底し、正しい金額にて徴収する必要がある。</p>	<p>令和5年4月に新年度分について、改正後の金額で納入通知書を送るとともに、旧年度分について使用料改正時に遡り改正後の金額との差額を徴収した。(遡及期間:平成31年10月～令和5年3月)</p>
144頁	奈良公園室及び奈良公園事務所	<p>(6)自動車駐車場使用料 ①現金集金業務の内部統制【結果28】</p> <p>登大路自動車駐車場の使用料はゲート式の精算機で徴収し、奈良公園事務所の分任出納員が集金している。集金にあたっては必ず2名以上で精算機内の現金をカウントしダブルチェックを行っているが、その証跡が残っていない。現金を確認した複数の者が押印するなどしてダブルチェックの証跡を残すべきである。</p>	<p>複数の分任出納員により現金を確認し、ダブルチェックを行い、レジジャーナルへも確認した複数の分任出納員が押印を行っている。</p>
144頁	奈良公園室及び奈良公園事務所	<p>②奈良大仏殿前自動車駐車場の減免【意見29】</p> <p>奈良大仏殿前自動車駐車場の駐車料金については、奈良公園利用観光客等に対する利便提供を行う事業者の業務用車両について一定の要件を定めて許可証を発行し75%減免している。減免の公平性及び75%減免とすることが妥当であるのかについて客観的な根拠を示す必要がある。</p>	<p>令和4年度は、コロナウイルスの影響から、減免車両を含む年間の駐車台数が減少していたが、令和5年度は、駐車回数が増加する見込みであり、奈良公園利用観光客に対する利便提供の増進を図るための駐車料金の減免の制度は必要と考える。また、75%減免の妥当性については、令和5年度の実績を確認のうえ、妥当性の検証を行う。また、公平性については、減免の対象車両の駐車区画を16台に限定しており、その他の区画は、交通弱者団体に配慮した利用や奈良県内での宿泊観光者を増加させるための団体バスの利用に限定していることから、一般利用者の乗用車等の利用が全くなく、公平性については、問題ないと考える。</p>
146頁	奈良公園室及び奈良公園事務所	<p>③自動車駐車場および乗降場の稼働改善【意見30】</p> <p>新型コロナウイルスの影響から、奈良公園バスターミナルの稼働が悪化しており、利用者数を回復させる改善が望まれる。</p> <p>奈良公園室では、旅行会社に対して電話によるニーズ聞き取りを実施し、利用改善に活用している旨をヒアリングした。しかし、改善検討のプロセス等が詳細に残されておらず、今後は記録に残し、貴重な資料として引き継いでいくべきである。</p>	<p>今後、改善検討についてのプロセスを記録に残し引き継いでいくこととする。</p>

監査結果 報告書の頁	結果又は意見の 対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
146頁	奈良公園室及び 奈良公園事務所	④決済方法多様化の推進【意見31】 観光バスを対象とした自動車乗降場ではネット予約システムを採用しているが、ほとんどの業者が事前入金せず、当日現金で支払っている。 利用者ニーズを確認し、多様な決済方法の検討など、より利用者が使いやすい改善をすることが望まれる。	利用者ニーズ調査等を実施し、より使いやすい環境を検討していく。
148頁	奈良公園事務所	(7)奈良公園施設使用料 ①奈良公園内の便益施設への居住実態【結果29】 奈良公園内の便益施設に居住を継続する被許可者が存在する。申請者の住民票住所と施設の住所が同一であるケースは居住の実態が推定される。また、提出された誓約書の「居住しないこと」とする項目に団がされていないケースが1件あるが、許可が出されている。誓約書への記載をするよう徹底するとともに、粘り強く是正指導を継続する必要がある。	令和6年4月1日付けの3年更新の手続き時において、提出書類の内容についてダブルチェックを行うなど、適正に審査するとともに、奈良公園内の便益施設に居住している被許可者に対して是正指導を行った。次回許可更新時には被許可者の居住実態が解消されるよう引き続き問題解決に努める。
150頁	奈良公園事務所	(7)奈良公園施設使用料 ②大仏殿前駐車場の自動販売機設置【意見32】 大仏殿前駐車場トイレ正面入り口に設置された自動販売機2台の使用料について、ゴミの散乱を防止する趣旨から隣接する店舗と一体として使用許可しているところ、使用許可条件にゴミの散乱防止を担保する記載がない。 また、長年同一の事業者で使用許可しており、公平性と透明性を確保するため、ゴミの散乱防止について工夫し、将来的に公募によることも検討されたい。	次回更新時には、使用許可条件にゴミ散乱防止について、記載していく。また、自動販売機単体で許可した場合は、無人となり、ゴミ散乱防止が困難となることから、ゴミ散乱防止の趣旨からは隣接店舗と一体で使用許可することが、ゴミ散乱防止のための最善と考えるが、他に良い方法がないか検討を進める。
154頁	学校支援課	(1)高等学校授業料 ①高等学校等就学支援金の審査の遅延【意見33】 高等学校等就学支援金の審査の遅延に伴い、不認定となった保護者に最大9ヶ月分の授業料負担が一時期にかかる事例があった。授業料負担が一時期に集中しないように、保護者への十分な事前説明と審査事務の運用の改善に努められたい。	就学支援金審査の効率化を図り決定の時期を早めた(R3年度の初回認定12月、R4年度は10月)ことで、保護者の授業料負担が高額とならないよう努めた。
154-155 頁	学校支援課	②高等学校等就学支援金の受給資格認定通知の日付【意見34】 受給資格認定通知の日付と、当該通知が実際に保護者に配布された日に大きな開きがあるため、学校側の不作為によって通知の配布が遅延したのではないかと保護者の疑念を招いた可能性がある。 受給資格認定通知の日付をどの時点の日付とするかは、保護者と日々接する学校の意見を十分に汲み取られたい。	高等学校等就学支援金は結果判明期間に一定の幅が出ることを踏まえ、R4年度からは決定通知作成のタイミングを複数回設けることで、結果判明日と保護者の手元に渡る日の差異を最小限にしている。
157-159 頁	学校支援課	(2)総合寄宿舎使用料等 ①総合寄宿舎、寄宿舎、教職員公舎の取扱いの不整合【結果30】 入居者から徴収する寮費(公舎費)の会計上の取扱いに不整合がみられるためは正が必要である。あわせて寮費(食費)を公会計化することも検討されたい。	寮費(食費)の公会計化について、総合寄宿舎給食業務委託契約の更新時期である令和6年4月1日から公会計化している。

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
157-159頁	高校の特色づくり推進課	<p>(2)総合寄宿舎使用料等 ①総合寄宿舎、寄宿舎、教職員公舎の取扱いの不整合【結果30】</p> <p>入居者から徴収する寮費(公舎費)の会計上の取扱いに不整合がみられるためは正が必要である。あわせて寮費(食費)を公会計化することも検討されたい。</p>	寄宿舎のあり方を含め今後検討をしていく。
161頁	学校支援課	<p>(3)行政財産・普通財産貸付料 ①歳入科目の誤り【結果31】</p> <p>行政財産の貸付、普通財産の貸付ともに、歳入科目は「(款)使用料及び手数料」としているが、ともに財産の貸付であるため、「(款)財産収入」「(項)財産運用収入(目)財産貸付収入」が適切である。</p>	令和5年度歳入科目に「(款)財産収入―(項)財産運用収入―(目)土地建物貸付料」を設け、是正を行った。
161-162頁	学校支援課	<p>②土地の賃貸借契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見35】</p> <p>土地の賃貸借契約に収入印紙の貼付がされていない。土地の賃貸借契約は課税文書に該当するため、収入印紙の貼付のある契約書を手入れされたい。</p>	今後は、課税文書に該当するかどうかの確認を十分に行い、収入印紙の貼付漏れが生じないよう適切に管理を行う。
163頁	人権・地域教育課	<p>(4)社会教育センターに係る行政財産目的外使用料 納付時期の不適切な設定【結果32】</p> <p>行政財産目的外許可使用料の納付は一定の納期限までに前納することとされているが、使用許可期間の終了日に近い日を納期限としており、条例で定める納付時期が遵守されていない。</p>	行政財産使用許可事務手続きの適切なスケジュール管理、及び納期の適切な設定に努めている。
165-166頁	学校支援課	<p>(5)高等学校授業料 ①滞納の徴収事務のあり方【意見36】</p> <p>徴収事務取扱要綱が形骸化しており、実効性のある徴収ができていない。教育的配慮と実効性のある徴収の両立に努められたい。</p>	今後、所要額が徴収できるように、各校の現状を踏まえ教育的配慮と実効性のある徴収に向け、取扱要綱の改正も視野に入れた検討を行う。
165-166頁	大和中央高等学校	<p>(5)高等学校授業料等 ①滞納の徴収事務のあり方【意見36】</p> <p>徴収事務取扱要綱が形骸化しており、実効性のある徴収ができていない。教育的配慮と実効性のある徴収の両立に努められたい。</p>	当面は、滞納者に対して、できる限りの教育的配慮により徴収事務を行っていく。今後は、教育的配慮と実効性のある徴収に向け、学校支援課に対して学校の現状を示していく。
165-166頁	御所実業高等学校	<p>(5)高等学校授業料 ①滞納の徴収事務のあり方【意見36】</p> <p>徴収事務取扱要綱が形骸化しており、実効性のある徴収ができていない。教育的配慮と実効性のある徴収の両立に努められたい。</p>	学校支援課と協議をしながら滞納整理事務を進めていく。

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
168-169頁	学校支援課	<p>(6)国の機関に対する行政財産目的外使用料 ①国の機関に対する行政財産目的外使用料の減免の取扱い【意見37】</p> <p>国の機関に対する使用料を減免対象とするか否かについての判断が学校によって異なっているが、その判断の相違は個別事情を考慮しているものではなく、また、各学校におけるこうした判断の相違を学校支援課は把握していない。 学校支援課は各学校の判断を把握するとともに、個別事情が認められない場合は、県としての判断基準を統一されたい。</p>	<p>今後、同様の案件があった場合には、各校の事情を考慮して、減免の取扱いを検討していく。</p>
170-172頁	学校支援課	<p>(7)自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料 ①自動販売機の設置者の選定【意見38】</p> <p>自動販売機の設置者の選定方法に関し、学校支援課と学校との意思疎通が不足している。お互いに実情をよく把握・説明し、学校支援課として適切な判断をするように努められたい。</p>	<p>自動販売機の設置者の選定について、例年各学校へ状況調査を実施しているが、今後は、学校支援課と学校の間での齟齬をなくすため、学校に対し十分なヒアリングを行い、学校支援課として、整合性のある適切な判断ができるように努める。</p>
174頁	大和中央高等学校	<p>(8)高等学校授業料等 ①金額照合のあり方【意見39】</p> <p>授業料等の調定額はその都度確認のうえ内部決裁を得ているが、年間合計の調定額等について確認している証跡がない。年間合計金額の照合証跡を残すことで、有効な内部統制の構築に努められたい。</p>	<p>年度当初に授業料、受講料の各生徒の年間の調定額を算出し決裁を得る。また、年度末には確定した授業料、受講料の調定金額及び内訳の決裁を得る。</p>
174頁	畷傍高等学校	<p>(8)高等学校授業料等 ①金額照合のあり方【意見39】</p> <p>授業料等の調定額はその都度確認のうえ内部決裁を得ているが、年間合計の調定額等について確認している証跡がない。年間合計金額の照合証跡を残すことで、有効な内部統制の構築に努められたい。</p>	<p>令和4年度から、従来からの財務会計システムと就学支援金支給状況一覧表データの照合に加え、月別の就学支援金の認定状況と授業料調定額の確認表を作成し、年間合計調定額との照合を行うこととした。 併せてその照合の結果についても決裁を経て、有効な内部統制の構築に努めていく。</p>
174頁	奈良朱雀・奈良商工高等学校	<p>(8)高等学校授業料等 ①金額照合のあり方【意見39】</p> <p>授業料等の調定額はその都度確認のうえ内部決裁を得ているが、年間合計の調定額等について確認している証跡がない。年間合計金額の照合証跡を残すことで、有効な内部統制の構築に努められたい。</p>	<p>年度末に就学支援金の対象者の調定を行った時点で、年度内の全ての調定を行ったことになる。その時点で、生徒全員の名簿と照合を行い、調定漏れがないことを確認する。</p>
176-177頁	五條高等学校	<p>(9)五條高等学校の土地・建物に係る行政財産目的外使用料 ①使用料算定基準の明確化【意見40】</p> <p>使用料を算定するための算定表の入力誤りに伴い、条件の変更がないにもかかわらず、令和2年度から3年度にかけての使用料の金額が大幅に減少している。 当該事例は全額減免対象であるため、実際の収入金額に影響はないが、減免対象ではない場合は重大な過失の原因になり得る。このような誤りが生じないように改善されたい。</p>	<p>過失の原因となった使用料算定表への入力の際は、修正された項目の表記を確認しながら、担当者、事務長が二重チェックし、ファミリーマネジメント室にも確認しながら、適正な使用料算定に努めている。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
177-178頁	五條高等学校	<p>(10)五條高等学校寄宿舎の寮費に係る歳計外現金 ①寄宿舎の歳計外現金の管理方法【意見41】</p> <p>同校の寄宿舎の寮費(公舎費、食費)は歳計外現金用の校長名義の口座で管理しているが、毎年度当初に資金不足が生じ、他の歳計外現金用の口座(育友会費の管理口座)から一時借入れを行っている。 恒常的に資金不足が生じる状態は適切ではなく、入出金のタイミングを工夫すること等により、資金不足が生じない仕組みに改善されたい。</p>	令和5年度より、一時的な資金不足が生じないように4月、5月分の寮費は、6月口座引落を待たずに生徒保護者より現金で納入いただく仕組みにした。
179頁	奈良朱雀・奈良商工高等学校	<p>(11)自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料 ①使用許可の実質的な転貸の是正【結果33】</p> <p>自動販売機設置に係る使用料及び電気料金の支払いを、使用許可の相手先ではなく飲料販売業者が事実上直接行っており、実質的に転貸が行われている。使用許可の相手先である育友会から使用料を適切に徴収すべきである。</p>	令和5年度より、使用料について育友会から徴収している。
181頁	施設整備課	<p>(1)警察本部第二庁舎使用料(機動隊) ①光熱水費の減免根拠の明記【意見 42】</p> <p>使用を許可している3団体ともに、土日祝日年末年始は事務室自体を利用していないとして光熱水費を30%減の調整率を適用していることについて、使用許可申請の際上記適用理由を明記することが望ましい。</p>	令和5年度以降の行政財産使用許可にあっては、光熱水費の減免に関する基準等の透明性を確保する観点から土日祝日年末年始に許可物件の利用がない場合、その旨を行政財産使用許可申請書に明記して提出するよう各申請団体へ求めることとした。
184頁	奈良警察署	<p>(2)奈良警察署使用料 ①剣道場の使用料減免の見直し【結果34】</p> <p>剣道場の使用料については、奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第1号IVに該当するとして100%減免としているが、使用許可先の団体は奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第1号が認める公共的団体ではなく、また入会者から年会費及び月会費を徴収し、毎週特定の曜日・時間に継続的に使用しており、庁舎の一部(グラウンド等)の使用が一時的である場合とするIVの要件に合致しない。同団体への使用料減免を見直す必要がある。</p>	<p>令和6年度から剣道場の行政財産の使用許可及び減免に係る根拠を以下のとおり見直すこととする。</p> <p>○ 許可基準…【「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、奈良県行政財産使用料及び奈良県公有財産規則の施行について」別紙3第3の3(1)ケ】前各号に掲げるもののほか、県の事務若しくは事業の遂行上又は公益上真にやむを得ないと認められる場合</p> <p>○ 減免基準…【奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第3号IV】知事が特に必要があると認める場合、又は公益上特に必要と認める場合(使用料:100%減免)</p> <p>○ 「知事が特に必要と認める場合」を適用するための根拠法令…【奈良県青少年の健全育成に関する条例第10条】県は、青少年の活動の場としての文化施設、体育施設その他の施設の整備を図るため、これら施設の体系的な整備の推進、県及びその他のものが設置する施設の青少年に対する開放その他施設の円滑な利用の促進並びにこれら施設の運営に関する連絡調整等の措置を講ずるものとする。</p>
185頁	奈良警察署	<p>(2)奈良警察署使用料 ②使用許可申請における使用許可図面の添付【意見43】</p> <p>行政財産の目的外使用許可申請においては、許可する使用場所の面積を示す図面を添付するよう指導されたい。</p>	令和4年度から、使用場所の面積を示す図面を添付している。